

「緑色」から「オレンジ色」に変わります

8月1日
から

後期高齢者医療被保険者証が
新しくなります

現在使用している「緑色」の保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日からは、自宅に郵送される「オレンジ色」の保険証を使用してください。



旧



新

「緑色」の古い保険証は有効期限（7月31日）を過ぎた保険証は、使用できません。細かく裁断するなど、個人情報取り扱いに注意し、処分してください。

「緑色」の古い保険証は

新しい保険証は
ご自宅へ郵送し
ます

8月1日以降にお使いいただく保険証は「黄色の封筒」で7月中旬に郵送します。



▲保険証が封入される封筒

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）及び限度額適用認定証（限度証）をお持ちの人へ

減額証及び限度証も8月1日から新しくなります。交付対象者には、新しい認定証を7月中旬以降に郵送します。
※更新のための手続は必要ありません。
※保険証と認定証は別々に郵送します。

問い合わせ

国保年金課高齢者医療担当
☎(55)2754
FAX(51)2521

平成31年度
後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、毎年8月に決定し、被保険者に通知します。保険料は、医療費や現役世代との人口のバランスなどを考慮し、2年に1度改定されます。
平成31年度の保険料は左記のとおりです。

1年間の保険料の計算方法

保険料 (限度額62万円)
均等割額 4万400円
+
所得割額 (前年の総所得金額等-33万円) × 7.85%

※これまで均等割が9割軽減だった人は、今年度から8割軽減に変わります。

※被保険者の資格を取得した日の前日に、会社の健康保険などの被保険者保険の被扶養者であった人は、所得割額がからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。
詳しくは、7月に郵送する保険証に同封する説明書をご覧ください。